

取組実績の概要 【2ページ以内】

本プログラムの目的を達成するため、参加校間での学生派遣および受入(長期/短期)、共通科目の開設と受講の義務化(学部学生)、参加校間での共通科目の講義内容の確認および単位認定、h修了生を対象としたフォローアップ事業等を実施した。

【質の保証を可能とする組織・教員体制】

- ・本プログラムの運営体制や学生に対する責任、経費の配分等の基本的方針は協定書で明確化され、それに従って運営されてきた。
- ・本プログラム参加大学は、協働して、本プログラムの質を保証するためのQuality Assurance協議会(以下、QA協議会)を設立した。QA協議会は定期的(年2～3回)に、各国持ち回りで開催され、学生の成績や単位認定の結果、プログラム運営上の課題及びその解決方法、ジョイント・ディグリー、ダブル・ディグリーなどの共同学位授与を視野に入れたプログラムの在り方等について情報共有や議論がなされた。さらに、法学院長・学部長会議を年1回開催し、プログラムの現状、派遣学生の学習成果や意見などをもとに、キャンパス・アジアプログラムの在り方を検討する場とした。
- ・中国・韓国の法律学・政治学を専門とする教員、中国への留学経験のある教員、日本で学位を取得した中国人・韓国人教員を本プログラムの中心に配置するとともに、英語による講義が可能な教員(日本人および外国人)を確保・配置することによって、国際的な対応能力の高い教職員による教育を実施した。また、日本人学生の事前教育を担当する教員として外国人非常勤講師(英語1名、中国語1名、韓国語1名)を、海外からの留学生のために日本語教育を担当する非常勤講師(1名)を、それぞれ雇用するとともに、中韓の参加大学から1名ずつ、法と政治に関する事前教育を担当する教員を特任教員として招聘し、さらに本プログラム専従の事務職員には海外留学・海外勤務の経験を有する者を採用することによって、国際的な対応能力の向上に努めた。

【学生受入・派遣のための環境整備】

- ・派遣前に、留学先のカリキュラムや科目に関する具体的、詳細な情報を提供した上で、履修指導を行った。
- ・派遣1年前から、「事前教育」と呼ばれる、語学(英・中・韓)および中国・韓国の法・政治に関する講義を行い、そのうち、法・政治に関する講義については、2014年度より卒業単位として認定した。
- ・学生の留学先での履修状況が、履修登録終了時に出身大学に通知され、共同教育を実施するための情報共有につとめた。
- ・大学での教育だけでなく、実務的経験を通じて、学生の今後の学習への動機付けをするとともに将来のキャリア形成につなげることを目的として、学生に派遣国でのインターンシップが提供された。
- ・3カ国が共通して人材を育成するため、現地の法律学・政治学入門、社会科学のための現地語学習、社会科学的素養・国際社会への視野を養う講義に関する英語による六つの共通科目を開設した。また、英語もしくは派遣先の国の言語による様々な選択科目も提供することで、彼らの滞在期間中には、派遣先の国の法および政治に関する全般的な知識が習得できる環境が整備されていた。
- ・プログラムの統合的・体系的な構成の観点から、長期派遣後におけるさらなる共同学習が重要になっている。そこで、全参加校が協力して、2014年から「キャンパス・アジア学生シンポジウム」を開催している。長期派遣修了学生の学習継続の動機付けとするとともに、その学習の成果を披露する場としている。これと同時に、派遣を経験した学生を中心として「同窓会」を設立し、年に一度、総会を開催している。これにより、本プログラムによって派遣された学生のコミュニティの維持を図っている。
- ・中国・韓国への派遣学生に対しては、プログラム当初より、およそ派遣後3ヶ月を目途として現地に教員を派遣し、派遣学生本人に対して現地での生活・学習状況に関するインタビューを行うとともに、受入大学の責任者ならびに講義担当者に対しても、派遣学生の生活・学習状況に関するインタビューを実施した。また、テレビ会議システムを利用した定期的な面談も行っている。
- ・本プログラムに参加する学生(留学を終えた学生、今後留学を予定する学生、現在留学中の学生)の交流会を定期的に開催し、学生同士で日本語・英語・中国語・韓国語での交流を行った。
- ・交流会とは別に、派遣学生・受入学生の交流を図ること、日本社会や文化の理解を深めること、学生の自律性を高めることを目的として、学生が中心となって企画・運営を行い、日本の史跡訪問や文化体験ができるリサーチ・ビジットを2014年度から実施した。
- ・派遣先から帰国した学生に対して、進学や就職の相談・指導を行った。本プログラム参加学生のキャリア形成支援を目的として、日本国内外の弁護士、ロースクール生、派遣中の学生による講演、日本人学生や留学生からの

質疑応答を含む「キャリア形成支援セミナー」を行った。

【学生交流実績・成果の発信】

・本プログラムにより本学から中韓参加校に145名（長期68名、短期77名）、中韓参加校から本学に156名（長期67名、短期89名）、派遣された。

・本プログラムでは、共同学位を視野に入れ、①1年間のユス・コムーネ交流プログラムを修了、②6つの共通科目を履修し単位を取得、という2つの条件をクリアした学生に対し、学生の卒業または派遣時に日中韓共同で“Common Certificate”を授与している。

・本プログラムの在り方に対する学生の意見を把握するために、派遣学生を対象として、サポート、情報提供、履修登録、生活、学生交流、派遣前と比較しての自身の変化に関わるアンケートを実施した。

・派遣学生の学習成果とそれに対する派遣元大学の教員による評価を「キャンパス・アジア学生シンポジウム報告書」としてまとめることにより、学習成果を可視化し、また、プログラム担当教員がプログラムの在り方を検討するための一つの材料とした。

・本プログラムにおける活動については、可能な限り報告書としてまとめ、全ての協定校が、それぞれの活動に関する意義や内容を振り返れるように共有されている。これまでに作成した報告書としては、年1回行われている法学院長・学部長会議の第1回から第3回の法学院長・学部長会議報告書、日本の派遣1期生を対象とした「日中韓キャンパス・アジア ユス・コムーネトライアングル交流プログラム報告書」、日中韓の派遣2期生を対象とした「日中韓キャンパス・アジア ユス・コムーネトライアングル交流プログラム共同報告書」、学生シンポジウムの成果とその評価を収めた「第1回キャンパス・アジア学生シンポジウム報告書」「第2回キャンパス・アジア学生シンポジウム報告書」、短期受入プログラムとして行っている国際・サマー・セミナーの2012年、2013年、2014、2015年がある。

・上記報告書の他に、日中韓の同窓会員が作成した“THE JUS COMMUNE TIMES”という同窓会報もあり、学生自身が過去の経験を振り返った上でのプログラムの意義に対する意見や、派遣終了後の状況についての報告が記載されており、本プログラムの成果を知ることができるものとなっている。

・本プログラム派遣生の進路としては、自国または海外大学院・ロースクールへの進学、法律事務所・商社への就職、または、日本・中国・韓国に関係のある会社やそれらの国への会社への就職などがある。プログラム修了生のうち大半の学生はなお学部在籍中であるが、中韓の法と政治をより専門的に学ぶことを目的として、学部卒業後に大学院に進学した者が存在する。日本では、卒業生20名のうち法科大学院に進学した者が2名、修士課程に進学した者が2名、それぞれ存在する。また、中国参加校の卒業生のうち、2名は引き続き日本法の学習を目的として、本学および九州大学の修士課程に進学し、1名の本学修士課程進学が内定している。また、外務専門職（韓国）として外務省に入省した者やアジアを中心に活躍する日本の大手企業に就職した者も存在する。さらには、名古屋大学の短期プログラムに参加した学生が中心となった成均館大学法学専門大学院のチームが、2015年3月に上海で行われた第5回国際商事模擬仲裁大会(William C.Vis International Commercial Arbitration Moot)に韓国代表として選ばれ、第4位というアジア勢最高の成績を収めた。これらの結果は、本プログラム所掲の目的が着実かつ堅実に達成されていることをあらわしているといえよう。

【本事業における交流学生数の計画と実績】

	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		合計	
	派遣	受入	派遣	受入	派遣	受入	派遣	受入	派遣	受入	派遣	受入
計画※	10人	0人	28人	28人	38人	38人	38人	38人	38人	38人	152人	142人
実績	11人	0人	35人	36人	35人	45人	35人	38人	28人	37人	144人	156人

注) 年度を跨ぐ学生に関しては、跨ぐ両年度をそれぞれ一人として数える。

※海外相手大学を追加している場合は、追加による交流学生数の増加分を含んでいる。